

消費税の「プラットフォーム課税」について

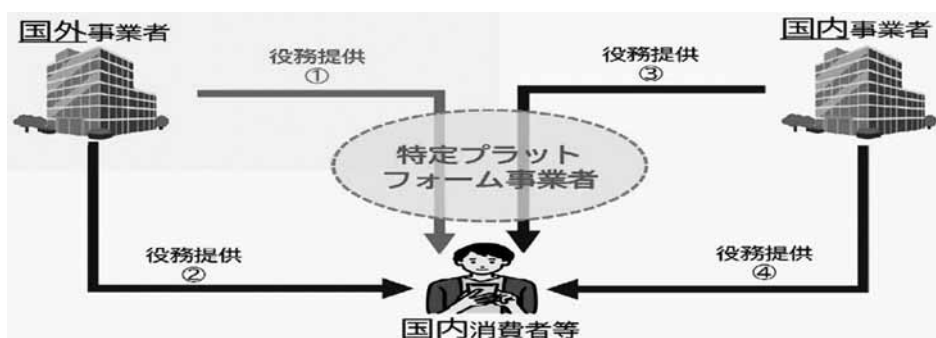
近年、スマートフォンアプリやストリーミングサービスなど、国境を越えてデジタルサービスを提供するプラットフォームビジネスが急速に拡大しています。こうした流れを受け令和6年度税制改正により、令和7年4月から「プラットフォーム課税」が導入され、国外事業者をめぐる消費税の仕組みが大きく変わっています。

1 プラットフォーム課税の概要

プラットフォーム課税とは、国外事業者が日本の消費者にデジタルサービスを提供する際、その取引を仲介する特定プラットフォーム事業者に消費税の申告・納付義務を課す仕組みです。

これまで国外事業者自身が日本で消費税を申告する必要がありましたが、日本国内に拠点がないケースも多く、徴収や調査が困難な場合があります。そこで、AppleやGoogleなど一定規模のプラットフォーム事業者に納税義務を移すことで、課税の公平性と徴収効率の向上を図るねらいがあります。

この制度により、国外事業者は複雑な税務手続きを行う必要がなくなり、代わりに特定プラットフォーム事業者が消費税をまとめて申告・納税することとなります。結果として、税務の透明性が高まり、課税漏れの防止が期待されています。



<改正前後の消費者向け電気通信利用役務の提供に係る申告納税義務者>

	役務提供①	役務提供②	役務提供③	役務提供④
改正前	国外事業者	国外事業者	国内事業者	国内事業者
改正後	特定プラットフォーム事業者	国外事業者	国内事業者	国内事業者

(国税庁リーフレットより)

2 特定プラットフォーム事業者の範囲と要件

特定プラットフォーム事業者とは、一定規模のプラットフォーム事業者として国税庁長官の指定を受けた事業者を指します。指定の主な要件は次の通りです。

- ・デジタルプラットフォームを提供していること
- ・そのプラットフォームを介して国外事業者から国内消費者への役務提供が行われていること
- ・役務提供の対価のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受する金額の合計が50億円を超えること

令和6年12月時点では、以下の4社が指定を受けています。

- ・iTunes株式会社（App Storeなど）
- ・アマゾンウェブサービスジャパン合同会社（AWS Marketplace）
- ・グーグルアジアパシフィックプライベートリミテッド（Google Play）
- ・任天堂株式会社（Nintendo eShop）

これらはいずれも国外事業者によるアプリ配信やデジタルコンテンツ販売を仲介する大手事業者であり、今後も対象の拡大が見込まれます。

3 対象となる取引と税率

課税対象は、令和7年4月1日以後に行われる消費者向け電気通信利用役務の提供で、アプリのダウンロード、音楽・映像配信、電子書籍、オンラインゲームなど、一般消費者が利用するデジタルサービスが該当します。

税率は原則として標準税率10%が適用され、国外事業者が提供するサービスであっても、国内消費者への取引であれば日本の消費税が課されます。

一方、リバースチャージ方式（役務の提供を受けた事業者が申告・納税する方式）が適用される事業者向け電気通信利用役務の提供や、特定プラットフォーム事業者を介さない直接取引は本制度の対象外です。

4 実務への影響と対応ポイント・インボイス制度との関係

一般の国内企業に直接的な申告義務は生じませんが、経理処理や仕入税額控除の確認に注意が必要です。

特定プラットフォーム事業者は、国外事業者に代わってインボイスの発行事業者となるため、国内事業者がプラットフォーム経由で有料アプリ等のサービスを購入した場合、仕入税額控除を適用するには、プラットフォーム事業者が発行するインボイスを保存する必要があるとあり、領収書や請求書の管理体制を整備することが重要です。

5 おわりに

プラットフォーム課税は、国際的にも導入が広がっている新しい課税方式です。デジタル取引の拡大とともに税務環境はますます複雑化しており、最新情報を定期的に確認することが求められます。

（国際特別委員会副委員長 菊池 康弘）